

融雪用電力 (スノーピア・タイム)

▶ 冬期の一定期間に限りロードヒーティングなど融雪等のために、動力を使用するお客さまで、この制度の適用をお客さまが希望され、当社との協議が整った場合に選択していただけるご契約です。

※ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。また、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

※ 融雪用電力から融雪用電力以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たない場合、原則として融雪用電力を適用しません。

契約電力

契約電力は、原則として50kW未満で、契約負荷設備の総入力とします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧電力に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計とします。なお、上記により算定された値が0.5kW以下となる場合は、契約電力は、0.5kWとします。

料金単価

(各単価は、消費税等相当額を含みます。)

料金区分		単位	料金単価	
基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	1kW	2,189円	00銭
	3月超過	1kW	550円	00銭
電力量料金		1kWh	13円	35銭

注. 契約電力が0.5kWの場合の基本料金は、契約電力が1kWの場合の基本料金の半額となります。

使用期間

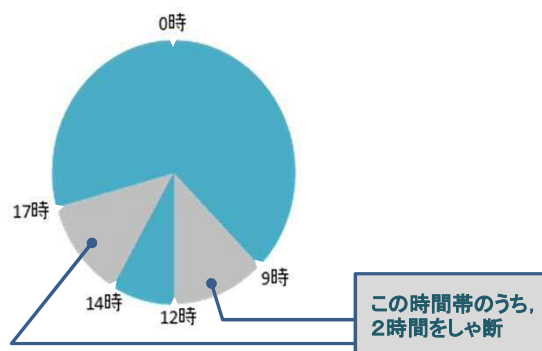
毎年11/1から翌年4/30までの期間のうち、3月以上継続して使用していただきます。なお、契約上電気を使用できる期間(契約使用期間)は、あらかじめ設定していただきます。

使用時間

使用期間のうち、毎日午前9時から午前12時までおよび午後2時から午後5時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限りです。なお、契約上電気を使用できる時間(契約使用時間)以外の時間をあらかじめ設定していただきます。

契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて、原則として電気の供給をしゃ断していただきます(2018年4月以降申込分については、お客さまのご負担でしゃ断装置の取付が必要)。

(使用時間イメージ図)



この時間帯のうち、2時間をしゃ断

料金算定式

(各単価は、消費税等相当額を含みます。)

基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	2,189円00銭 × 契約電力	× 力率割引・割増
	3月超過	550円00銭 × 契約電力	
電力量料金		13円35銭 × ご使用量	
燃料費調整額		燃料費調整単価 × ご使用量	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × ご使用量	
合計金額		上記各金額の合計	

注1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の端数処理は、円未満切り捨て。

注2. 契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

力率割引・割増

力率は、供給した電力に対して有効に使用された割合(電気の使用効率)です。電気機器の電気使用効率により力率を設定させていただき、その力率が85%を上回る場合は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増します。この場合、電気機器の力率は、当社が定める進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90%、取り付けてないものについては80%、電熱器については100%とします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。

燃料費調整制度

発電に使う原油、LNG、および石炭の燃料費の変動を、すみやかに電気料金に反映させる制度です。当月分電気料金に適用する燃料費調整単価は、当社ホームページや取扱店の店頭掲示、毎月の「電気ご使用量のお知らせ」等でお知らせします

再生可能エネルギー発電促進賦課金

法令等にもとづき、太陽光発電等で作られた電気を、国が定めた単価で買い取り、その費用をお客さまに、ご使用量に応じて電気料金の一部としてご負担いただきます。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社ホームページや取扱店の店頭掲示等でお知らせし、お客さまのご負担額は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の「電気ご使用量のお知らせ」等でお知らせします。

ご契約に関する重要事項のご説明 — 融雪用電力 —

中国電力株式会社の低圧供給契約へのお申込みにおいて、改正電気事業法（平成28年4月1日施行）に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務にもつき、同年4月1日以降に適用されるお客さまと当社との電気需給契約に関する重要事項について、以下のとおりご説明いたします。電気特定小売供給約款（以下「供給約款」という。）、選択約款、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」という。）ならびに本書の記載事項を必ずお読みいただき、同意のうえ、ご利用ください。

1. 供給電圧・周波数 低圧 100V / 200V ・ 60Hz

2. 料金のお支払い期日 支払義務発生日の翌日から起算して30日目

3. ご契約のお申込み

お客さまが新たに電気のご契約を希望される場合は、あらかじめ供給約款、選択約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として、当社指定の様式によってお申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電話、口頭等によるお申込みを受け付けることがあります。

4. ご契約期間

需給契約が成立した日から料金適用開始の日が属する年度の末日（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）

お客さまと当社の双方が、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。この場合、当社は契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるをを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

5. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社の協議によって定めます。

6. お客さまの土地または建物への立入りによる業務の実施

供給設備または電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

7. 料金の算定期間、支払義務および支払方法

(1) 料金の算定期間は、原則として、前月検針日から当月検針日の前日までとします。

(2) お客さまの料金の支払義務は、原則として、検針日（ご契約が消滅した場合は、消滅日）に発生します。

(3) 料金は毎月、原則として口座振替、クレジットカード払いまたは払い込みにより支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

8. 料金に係るその他事項

お支払い期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）を経過して支払われる場合、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を、原則、お支払いされた直後に支払義務が発生する料金とあわせてご請求させていただきます。

ただし、低圧供給のお客さま（一般のご家庭や小売商店等）につきましては、お支払い期日経過後、10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息を申し受けません。

9. ご契約の変更

(1) お客さまがご契約の変更を希望される場合は、あらかじめ供給約款および選択約款を承認のうえ、原則として、当社指定の様式によってお申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等によるお申込みを受け付けることがあります。なお、お客さまの電気設備の工事にともない、ご契約が変更となる場合は、電気工事店等を通じて当社へお申込みください。

(2) 相続等によってご契約名義を変更する場合は、変更後のお客さまが、変更前のお客さまの電気のご使用に関する全ての権利義務を受け継ぎます。

10. ご契約の廃止

お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合や当社以外の小売電気事業者へ供給者を切り替える場合は、あらかじめその廃止期日または切替期日を定めて、インターネット、電話、口頭等で当社へお申込みください。原則として、お申込みいただいた廃止期日または切替期日にご契約は消滅します。

11. ご契約の解約

お客さまが以下に該当する場合等には、当社がご契約を解約することがあります。

(1) 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき

(2) 料金（既に消滅している他の需給契約を含む）をお支払い期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(3) 料金以外の債務を支払われない場合

(4) 当社へ連絡なく移転され電気の使用がないことが明らかな場合

(5) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

(6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

(7) 契約使用期間以外の期間または契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合

(8) その他供給約款および選択約款に反した場合

12. 違約金

11. (5) (6) (7) に該当し料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

13. 需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、原則として料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

14. 契約消滅後の債権債務関係

ご契約期間中の料金その他の債権債務は、ご契約の消滅によっては消滅しません。

15. 供給設備に関する費用の負担

(1) お客さまの希望によって、計量器等の供給設備の位置を変更する場合等、託送約款等に定めるところにより、当社が、当該一般送配電事業者から、工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を申し受けます。

(2) 当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受ける場合は、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

16. 損害賠償の免責

当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

17. お客さま情報の取扱い

(1) 個人情報については、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に則り、適切に取り扱います。なお、「個人情報の取扱いについて」は、当社ホームページにてご確認ください。

(2) 料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当社以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。

18. その他

(1) 本書に記載の電気料金その他の供給条件は、供給約款および選択約款にもつきます。託送約款等の変更や法令の制定・改廃等により選択約款を変更するときには、契約期間満了前であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。この場合、当社は、契約変更前および変更後に、変更内容等をお知らせします。

(2) ご契約の内容は、供給約款および選択約款によります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ等にて供給約款および選択約款をご覧ください。

(3) 当社が使用する文字は、標準的な文字を使用するため、一部表示ができない場合があります。この場合、当社で類似の文字またはカタカナに置換させていただきます。あらかじめご了承ください。